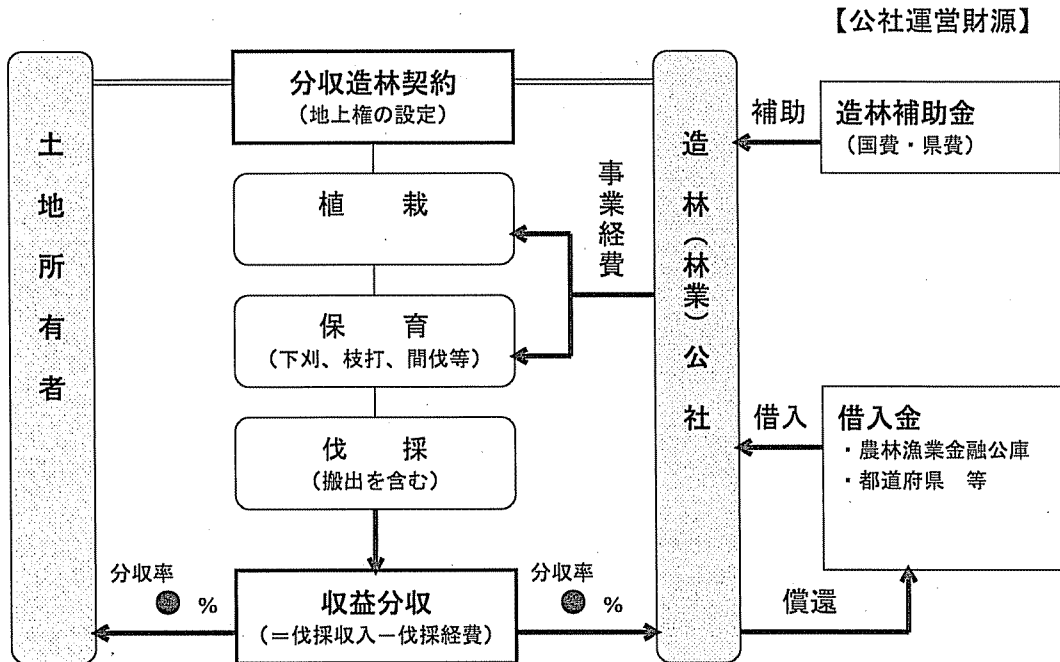


分収造林制度の仕組み

分収造林とは、公社が土地所有者と契約を締結し、その土地に苗木を植え、育て、将来森林が伐期に達したときに、その収益を両者で分収する制度である。



滋賀県造林公社・びわ湖造林公社の場合

【分収率】 土地所有者 40%、造林公社 60%

【公社運営財源】

- 補助金
 - ・滋賀県公社 昭和61年度～導入 (激甚災補助金：昭和55・56・59年度導入)
 - ・びわ湖公社 昭和60年度～導入 (激甚災補助金：昭和59年度導入)
- 借入金 (借入先)
 - ・農林漁業金融公庫
 - ・滋賀県
 - ・下流団体 (滋賀県公社のみ)
 - ・琵琶湖総合開発資金管理財団 (びわ湖公社のみ。平成9年度末に解散し、滋賀県の債務になっている。)